

平成29年9月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、漢方煎じ器に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7件
(うち扇風機2件、漢方煎じ器1件、照明器具1件、電気冷蔵庫1件、
ノートパソコン1件、電気掃除機(スティック型)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うちライター(使い切り型)1件、電子レンジ1件、
温水洗浄便座1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 三洋電機株式会社が製造した長期使用の扇風機についての注意喚起(使用中止) (管理番号：A201700334、A201700335)

① 事故事象について

三洋電機株式会社（法人番号：1120001155854）が製造した扇風機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（45年以上）された製品

② 使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。

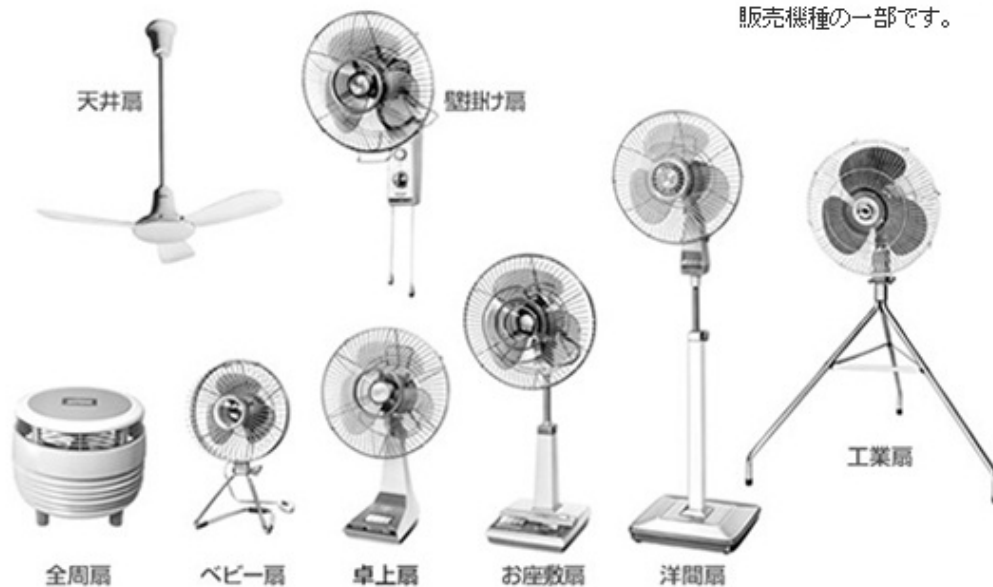


- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

同社は、2007年（平成19年）8月24日から「長年ご使用の扇風機についてのお知らせとお願い」（最終改訂：2012年6月12日）としてウェブサイトにて注意事項を掲載し、1977年（昭和52年）以前に販売した扇風機の使用の中止及びそれ以降の製品であっても不具合がある場合には使用を中止するよう呼び掛けています。

※写真は1977年(昭和52年)以前の
販売機種の一部です。



【問合せ先】

三洋電機株式会社 扇風機相談室

電話番号：0120-34-0979

受付時間：9時～17時（土日祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/080430.html

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「夏に多発！扇風機の経年劣化やエアコンの電源コードのねじり接続で火災のおそれ」（2017年5月25日公表）

ウェブサイト：<http://www.nite.go.jp/data/000085409.pdf>

(参考)

長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO 新日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/080430.html 扇風機相談室 電話番号:0120-34-0979 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。) ※ 同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで昭和52年以前の販売機種か否かがチェックできます。 http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/search.html <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html お客様相談室 電話番号:0120-078-178(固定電話、PHS) 0570-550-449(携帯電話) 受付時間:月曜~土曜:9:00~18:00 日曜・祝日:9:00~17:00 (年末年始を除く。)
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社 (現 東芝ホームテクノ株式会社)	http://www.toshiba.co.jp/tht/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号:0120-1048-76 0570-0570-33(携帯電話、PHS) 受付時間:9:00~20:00
National	松下精工株式会社 (現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	http://panasonic.co.jp/es/peses/info/important/e-fan.html 扇風機ご使用相談窓口 電話番号:0120-880-107 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。)
HITACHI	株式会社日立製作所(現 日立アプライアンス株式会社)	http://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号:0120-3121-11 050-3155-1111(携帯電話、PHS) 受付時間:月曜~土曜:9:00~17:30 日曜・祝日:9:00~17:00 (年末年始を除く。)
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報IR部広報課 電話番号:0120-12-6504(携帯電話、PHS利用可) 受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く。) 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号:0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号:0120-490-499 受付時間:9:00~17:30(土日祝日・事業者休日を除く。)
森田電工 MORITA	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)	http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html 問合せ窓口 電話番号:0120-911-597 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。)

(2) 株式会社T O H Oが輸入し、株式会社栃本天海堂が販売した漢方煎じ器について
(管理番号：A201700336)

①事故事象について

株式会社T O H O（法人番号：1010501008721）が輸入し、株式会社栃本天海堂が販売した漢方煎じ器を使用中、取っ手が外れ、内容物が右脚に掛かり火傷を負う事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の煎じ容器の取っ手部に不具合が生じ、内容物がこぼれて火傷を負ったものと考えられます。

②再発防止策について

販売事業者である株式会社栃本天海堂は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）7月26日にウェブサイトへ情報を掲載するとともに、販売店や顧客に対して電話連絡を行い、対象製品について無償製品交換又は製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
せんじ君	TT-SK15	2016年6月 ～ 2017年7月	697

2017年（平成29年）7月26日からリコール（無償製品交換、製品回収・返金）を実施

回収率：46.6%（2017年9月11日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700336）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）の件数は、本件のみです。

<対象製品の外観>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換又は製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社栃本天海堂 お客様窓口

電話番号：06-6312-9090

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.tochimoto.co.jp/products/kampo-senjiki/senjikin-info.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、植杉、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700334	平成29年8月25日	平成29年9月7日	扇風機	EF-6EN	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	佐賀県	製造から45年以上経過した製品 平成19年8月24日から使用中止等の呼び掛けを実施(特記事項を参照)
A201700335	平成29年8月6日	平成29年9月7日	扇風機	EF-6EZ	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福島県	製造から45年以上経過した製品 平成19年8月24日から使用中止等の呼び掛けを実施(特記事項を参照)
A201700336	平成29年7月22日	平成29年9月7日	漢方煎じ器	TT-SK15型(株式会社栃本天海堂ブランド)	株式会社TOHO(株式会社栃本天海堂ブランド) (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、取っ手が外れ、内容物が右脚に掛かり火傷を負った。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の煎じ容器の取っ手部に不具合が生じ、内容物がこぼれて火傷を負ったものと考えられる。	東京都	平成29年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月6日 平成29年7月26日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:46.6%
A201700338	平成29年8月25日	平成29年9月7日	照明器具	FVH91021R	株式会社LDF(現 東芝ライテック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700341	平成29年8月26日	平成29年9月8日	電気冷蔵庫	HSSR-13F	三洋ハイアール株式会社(現 ハイアールジャパンセールス株式会社) (輸入事業者)	火災 軽傷1名	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	宮城県	平成29年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700342	平成29年9月4日	平成29年9月8日	ノートパソコン	dynabook satellite B351/W2MC	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品のACアダプターのプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201700343	平成29年8月18日	平成29年9月8日	電気掃除機(スティック型)	VC-300 WT	株式会社ドリテック (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の柄が外れ、当該製品本体が左足指に落下し、負傷した。現在、原因を調査中。	鹿児島県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700337	平成29年7月29日	平成29年9月7日	ライター(使い切り型)	火災	当該製品を使用後、床に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	平成29年8月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年8月30日
A201700339	平成29年7月17日	平成29年9月7日	電子レンジ	火災	施設で当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年8月31日
A201700340	平成29年8月25日	平成29年9月8日	温水洗浄便座	火災	事業所で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	

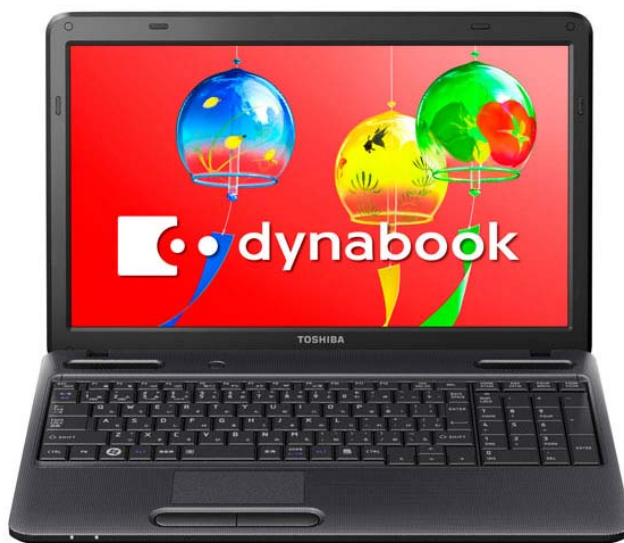
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気冷蔵庫（管理番号：A201700341）



ノートパソコン（管理番号：A201700342）



電気掃除機（スティック型）（管理番号：A201700343）

